

意見等の提出期間を 30 日未満とすることの理由

島田市パブリック・コメント制度実施要綱（平成 17 年島田市告示第 186 号）第 7 条第 2 項の規定により、下記案件に対する意見等の提出期間を 30 日未満とします。

記

- 1 案件 島田市過疎地域持続的発展計画（案）
- 2 募集期間 令和 3 年 7 月 6 日（火）から令和 3 年 7 月 26 日（月）まで（21 日間）
- 3 30 日未満とすることの理由
 - 本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）に基づき策定するものです。
 - 令和 3 年 3 月 31 日に法が公布され、直ちに 4 月 1 日に施行されたことから、計画策定に向けた準備期間が存在せず、大変タイトな作業スケジュールとなっています。
 - 国からは、令和 3 年度の過疎対策事業が円滑に実施できるよう、9 月の市町村議会で計画案の議決を得ることを想定したスケジュールが示されています。それより遅くなると、過疎対策事業債の発行手続等が遅れ、事業の実施に支障が生じるおそれがあります。
 - 計画策定に当たり、法の規定により、静岡県が国と協議して定める過疎地域持続的発展方針に基づいて計画案を作成するとともに、作成した計画案について、あらかじめ静岡県と協議を行う等の手続を経る必要があります。
 - これら一連の手続を終え、計画（素案）が完成したのが 7 月初めとなりました。市の議案策定の手続上、7 月末には計画案を完成させる必要があります。このため、やむを得ず意見募集期間を 30 日未満とするものです。